

加古川市営住宅敷地内防犯カメラ運用規程

令和5年3月27日

住宅政策課長決定

(趣旨)

第1条 この規程は、都市計画部住宅政策課が加古川市営住宅に設置する防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 市長は、加古川市営住宅における犯罪の抑止、事件等の早期解決その他当該住宅の入居者の生活の安全を図ることを目的として、防犯カメラを設置するものとする。

(設置場所)

第3条 防犯カメラの設置場所は別表に掲げるとおりとする。

(運用責任者の設置)

第4条 市長は、防犯カメラを適正に設置及び運用するため、運用責任者を置くものとし、運用責任者は防犯カメラの運用に関する事務を統括する。

2 運用責任者は、住宅政策課長をもって充てる。

(適正な運用)

第5条 運用責任者は、防犯カメラの運用については、本規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律で定めるところにより適正に行わなければならない。

2 運用責任者は、運用責任者以外の者が防犯カメラを操作し、又は画像データを閲覧することがないように、必要な措置を講じなければならない。ただし、運用責任者の指示に基づき住宅政策課員又は受託者が防犯カメラを操作し、又は画像データを閲覧するときはこの限りではない。

3 運用責任者は、画像データの適正な運用のために次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 画像データを加工しないこと。ただし、個人情報の保護その他の理由により市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(2) 通信回線と接続している情報機器を使用して画像データの表示又は保存をする場合は、当該画像データの漏えいを防止するための安全対策を実施すること。

(3) 画像データを記録した媒体は、運用責任者があらかじめ指定した盗難を防止する措置が講じられた場所で厳重に管理し、運用責任者が必要と認める場合を除き、持ち出さないこと。

(目的以外の利用の制限)

第6条 市長は、防犯カメラの設置目的以外に利用してはならない。

(外部提供の制限)

第7条 市長は、画像データについて実施機関以外のものに閲覧させ、又は提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は法令の規定による指示があるとき。
- (2) 市民等の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
- (3) 捜査機関から犯罪捜査を目的とした要請を受けたとき。

2 市長は、前項ただし書の規定により画像データの外部提供をするときは、次条で定める措置を講じなければならない。

(画像データの外部提供)

第8条 市長は、画像データの外部提供をするときは、当該画像データの外部提供を受ける者に対し、画像データ閲覧・提供申請書（様式第1号）を提出させ、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

- (1) 第5条第3項各号に規定する措置に準じた措置を講ずること。
- (2) 申請した利用目的以外で当該画像データを利用しないこと。
- (3) 法令又は法令の規定による指示がある場合を除き、画像データを第三者に閲覧させ、又は提供しないこと。
- (4) 画像データの提供を受けた場合、目的が達成されたときは、速やかに当該画像データを消去、記録された媒体の破碎その他の方法により復元できないよう適切に処理すること。

2 市長は、第1項の申請を受けたときの外部提供の可否の決定は、画像データ閲覧・提供決定書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、前項において外部提供をすることとして決定したときは、必要最小限の範囲で画像データの外部提供をするものとする。

4 市長は、画像データの外部提供をしたときは、画像データ閲覧・提供記録簿（様式第3号）に次に掲げる事項を記録し、保管しなければならない。

- (1) 外部提供を行った年月日及び時間
- (2) 外部提供先の名称、所在地並びに代表者及び担当者の氏名
- (3) 外部提供の目的及び理由
- (4) 外部提供をした画像データの内容

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、運用責任者が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

防犯カメラ設置場所	土山住宅1号棟、2号棟及び3号棟のエレベーター内 尾上林住宅4・5号棟のエレベーター内
-----------	--

画像データ閲覧・提供申請書

年 月 日

加古川市長様

(申請者)

住所

名称

代表者名

(電話番号

)

下記のとおり画像データの（閲覧・提供）を申請します。

記

1 利用区分

法令又は法令の規定による指示があるため

(法令等:

)

市民等の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないため

(事由:

)

捜査機関の犯罪捜査のため

(事由:

)

2 加古川市営住宅敷地内防犯カメラの設置場所

3 画像データの日時

年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

画像データ閲覧・提供決定書

年 月 日

様

年 月 日付けの画像データ閲覧・提供申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定事項

承認 不承認

2 承認する場合

(1) 提供方法

- 閲覧
 電磁的記録媒体（ USB その他（ ））
 紙媒体
 その他（ ）

(2) 加古川市営住宅敷地内防犯カメラの設置場所

(3) 画像データの日時

年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

(4) 画像データの取扱いについて

- ア 加古川市営住宅敷地内防犯カメラ運用規程第5条第3項第1号から第3号までに規定する措置に準じた措置を講ずること。
イ 申請した利用目的以外で当該画像データを利用しないこと。
ウ 法令又は法令の規定による指示がある場合を除き、画像データを第三者に閲覧させ、又は提供しないこと。
エ 画像データの提供を受けた目的が達成されたときは、速やかに当該画像データを消去、記録された媒体の破砕その他の方法により復元できないよう適切に処理すること。

3 不承認の場合

理由

画像データ閲覧・提供記録簿

取扱年月日・区分		年 月 日		
取扱者		所属	氏名	
システム操作		操作時間 年 月 日 時 分 から 月 日 時 分まで		操作者所属・氏名
依頼元		名称	所在地	代表者
		担当者(所属・氏名)	連絡先 (内線:)	利用目的
対象	加古川市営住宅敷地内防犯カメラ(設置場所)			
	画像データ(日時)	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分まで		
理由				
申請取下げ・理由				

(外部提供をした場合)

提供年月日・時間		年 月 日		時 分
提供者		所属	氏名	
提供先		名称	所在地	代表者
		担当者(所属・氏名)	連絡先 (内線:)	身元確認(氏名) <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他
提供区分		<input type="checkbox"/> 法令又は法令の規定による指示があるとき (法令等:) <input type="checkbox"/> 市民等の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき (事由:) <input type="checkbox"/> 捜査機関から犯罪捜査を目的とした要請を受けたとき (事由:)		
提供方法		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体(<input type="checkbox"/> USB <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> その他()		
提供内容	加古川市営住宅敷地内防犯カメラ(設置場所)			
	画像データ(日時)	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分まで		

運用責任者	担当者